

2023年3月1日

一般事業主行動計画

医療法人社団誠明会永田眼科

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を次のように作成する。

1. 計画期間

2023年3月1日～2028年2月29日までの5年間

2. 当院の課題

有給休暇取得が少ない職員もあり企業全体として有給取得率に影響している。

3. 目標

有給休暇取得率を5%増加させる。(毎年1%ずつ5年で5%増加させる)

4. 取組内容

・2023年4月1日～

職員全員の有給休暇残日数並びに、過去の有給取得状況を調査。

各部署の責任者に有給休暇取得状況を通知し、全職員への取得を呼びかける。

・2023年10月1日～

新しく付与される有給休暇について半年経過時点で個々の有給休暇の取得状況を確認し、有給休暇消化が少ない職員に対しては事務長より直接取得するように呼びかけを行う。有給付与後9か月経過後も取得状況を調査し、取得の低い職員に対しては強く取得を促すように指導する。以降、毎年、同様に有給付与後6か月後、9か月後に取得状況を確認し取得率の向上に努め計画期間において5%増加する。

・2024年4月1日～

以降毎年、前年度の有給取得率を計算し、実績をホームページ上で公表する。